

淀川水系流域委員会殿

2008. 5. 22

佐川克弘

京都府営水道の予測的中率について

H16/10、京都府営水道は京都府南部の水需要予測を実施し、その予測に基づいて水源計画を策定しました。その需要予測には数々の問題があり、その予測に基づく水源計画は将来も大量の水余りをもたらし、要らない水のために府民が苦しめられ続けると考えます。京都府南部（特に乙訓地区）は今でも水余りに苦しんでいて、大山崎町が府を提訴する異例の事態となっていることはご存じのとおりです。

ここでその水余りをもたらした「京都府南部地域広域的水道整備計画」（S60策定）の目標年次H12（策定時点ではS75）の予測値と実績値を比べて、その的中率を検証したいと考えて作成したのが下表です。参考にいただければ幸いです。

追って「京都府南部地域広域的水道整備計画」のコピーを資料として添付いたします。

京都府の水需要予測値・実績値比較表

	①予測値	②実績値	③達成率
人 口 （人）	831,700	623,870	75.0
一人一日平均給水量（リットル）	379	366	96.6
一人一日最大給水量（リットル）	541	427	78.9
一日平均給水量（m ³ ）	315,000	228,170	72.4
一日最大給水量（m ³ ）	450,000	266,461	59.2
府水・一日最大給水量（m ³ ）	240,000	129,865	54.1

（注）1. 実績値は「京都府統計年報」および「公営企業の概要」による

2. 一日最大給水量、府水・一日最大給水量は単純合計。

以上

④

京都府南部地域広域の水道整備計画

京 都 府

(2) 需要水量と供給水量の見通し

ア 給水人口の見通し

計画区域における総人口は、基本構想及び各市町村総合計画等を勘案し、目標年次の昭和75年において、831,700人と推計される。

また、水道普及率は、目標年次において100パーセントと予測される。

給 水 人 口 の 見 通 し

年 度 項 目	5 8	6 5	7 0	7 5
総 人 口 (百人)	6,004	7,028	7,687	8,317
給水人口 (百人)	5,919	7,025	7,685	8,317
普 及 率 (%)	98.6	100	100	100

イ 需要水量の見通し

需要水量は、市町村における過去の給水量実績及び将来の人口増加等を勘案して推計を行った。

それによれば、昭和75年における1日最大給水量は、450,000立方メートルと予測される。

需 要 水 量 の 見 通 し

年 度	一人一日需要水量		一日需要水量		年間需要水量 千 m^3
	最 大 ℓ	平 均 ℓ	最 大 千 m^3	平 均 千 m^3	
58	4 1 0	3 2 0	2 4 3	1 8 9	6 9, 1 1 5
65	4 7 7	3 3 3	3 3 5	2 3 4	8 5, 4 8 3
70	5 3 4	3 7 5	4 1 0	2 8 8	1 0 5, 1 1 2
75	5 4 1	3 7 9	4 5 0	3 1 5	1 1 5, 0 2 7

ウ 供給水量の見通し

供給水量については、地下水等の開発を行うとともに、昭和65年度からは淀川水系の日吉ダム及び比奈知ダムの新規利水により水量を確保する。
4/57 2.67

これにより市町村の自己水源の利用可能量が220,000立方メートルと見込まれ、府営水道用水供給事業の拡張による240,000立方メートルと合わせて、1日最大460,000立方メートルの供給水量を確保する。

供 給 水 量 の 見 通 し

年 度	既開発水量 A 千 m^3 /日	開発見込水量 B 千 m^3 /日	一日需要水量 C 千 m^3 /日	過不足水量 D(A+B-C) 千 m^3 /日	備 考
58	3 1 7	—	2 4 3	7 4	
65	3 1 7	4 9	3 3 5	3 1	
70	3 2 8	1 2 8	4 1 0	4 6	淀川水系 1.7 6 m^3 /s
75	4 5 6	3	4 5 0	9	

注) 淀川水系の開発見込水量 1.7 6 m^3 /s は暫定水量 0.3 m^3 /s を含む。

3. 根幹的水道施設の配置、その他の基本的事項

(1) 施設整備に関する事項

ア 水道用水供給事業

府営山城水道と府営第二山城水道を統合拡充し、乙訓地区への区域拡張を行うことにより、次のとおり府営水道用水供給事業を実施する。

給 水 対 象	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町、田辺町、木津町、精華町
計 画 一 日 最 大 給 水 量	240,000立方メートル
水 源	淀川水系（天ヶ瀬ダム、日吉ダム、比奈知ダム）
工 期	昭和62年度～昭和74年度

イ 市町村水道事業

市町村は、水需要に対応して安定した給水を行うため、配水施設等の整備を進める。施設整備に当たっては、給水区域内における給水サービス等の平等化を考慮するとともに、渇水時や災害時の対策として、近隣市町村との連携についても配慮し、より安全で安定した給水を図るものとする。

また、水道の未普及地区を解消するため、水道事業の新設及び既存給水区域の拡張を推進する。